

## 1. 郵便のユニバーサルサービスの確実な提供及び郵便・物流サービスにおける利用者の利便を確保するための措置状況

## ○貨物軽自動車運送事業における行政処分に対する対応

- ・5月7日から、貨物軽自動車運送事業を営む当社営業所に対して、国土交通省による特別監査が実施されています。現時点では、具体的な行政処分に係る通知等は行われていませんが、今後、行政処分が執行された場合は、他の運送会社に委託することを基本に、確実な点呼の実施を大前提として、他局からの業務応援等により、当該行政処分に対する対応を実施していきます。

## 2. 郵便のユニバーサルサービス及び郵便・物流サービスの提供状況

- (1) 当社では6月19日より、1t以上の車両の業務を他の運送会社に委託することを基本に、確実な点呼の実施を大前提として、当社が保有する軽四車両（約32,000台）等の活用等、自社の1トン以上の車両を使用しない新たなオペレーションに移行していますが、移行後から8月現在において、1トン以上の車両を使用していた郵便局で大きなトラブルは発生しておりません。

(2) 当社が実施している送達日数調査の結果、新たなオペレーションに移行した6月19日以降も、移行前と変わらず、サービス提供水準を確保しております。仮に、本調査の結果において、前年と比較し、配達日数遵守率が大幅に下回ることが判明した場合は、直ちに原因究明を行うほか、適切な事後措置を講じることで、今後も高品質な郵便・サービスを安定して提供し続けることができるよう努めてまいります。